

2010年5月13日
(平成22年)

藤沢市選挙管理委員会
委員長 二上 喬

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

日本国憲法の改正手続きに関する法律（平成19年法律
第51号）に規定する国民投票に関することに係るコン
ピュータ処理について（答申）

2010年4月23日付けで諮問（第436号）された日本国憲法の改正手続き
に関する法律（平成19年法律第51号）に規定する国民投票に関することに係る
コンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う
必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

平成19年5月14日に成立し、同月18日に公布された日本国憲法の改正
手続きに関する法律（平成19年法律第51号。以下「法」という。）は、憲
法第96条に規定されている憲法改正に関して必要とされる国民の承認手続き
である「特別の国民投票」の実施にあたって、詳細な諸手続きを定めた法律が
存在しなかったことを受け整備されたもので、本年5月18日に施行される。
これにより、今後国会にて憲法改正の発議がなされた場合、法に定める諸手
続きに従って国民投票が実施されることとなる。

法は、その基本的な制度設計において、公職選挙法を踏襲したものとなっ
ており、主な事務執行機関を市区町村の選挙管理委員会とし、選挙管理委員会が

新たに職権で個人情報を取り扱うことを定めている。このことにより、選挙における事務と同様に、条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号に該当するものとして、市民窓口センター所管の住民基本台帳記載の個人情報を基に、国民投票に関して必要な情報を収集・利用する必要がある。

国民投票において取り扱うべき個人情報は、その対象件数が18歳以上の全国民に及び、また、限られた期間において正確かつ迅速に事務を執行する必要があることから、法の公布以降、総務省主導により、投票人名簿調整業務及び期日前投票受付業務並びに当日投票受付業務について、新たにシステム構築を行うこととして全国的な整備が進められてきた。

本市においても、総務省の示すシステム要件定義に従ってシステム化を図ってきたところであるが、法の施行にあたり、当該システムによって管理される個人情報の取り扱いについて、個人情報保護制度運営審議会の意見を聴くものである。

(2) システム利用の必要性について

国民投票では、選挙と同様に、当該投票が可能である者を事前に名簿に登録し、当該登録をもって投票を行わせるための形式的要件としており、当該登録手続きの基準日及び登録要件並びに登録期間を定めている（法第22条）。この規定に沿って規定期間内に円滑に事務を執行するためには、情報の取り扱い件数から言っても、住民基本台帳と連携した業務のシステム化は不可欠であるとしている。

大量の個人情報を画一的に処理する業務において、当該業務をシステム化することは、事務執行上の必要性のみならず、結果として対象者の法律上の権利の保護や、利便性の向上にも資することとなる。例えば、登録資格調査における通知・照会等を迅速かつ確実に機械処理することにより、投票の要件たる名簿登録手続きにおいて脱漏や錯誤を防止する効果が見込める。また、投票受付の際の諸手続きをシステム化することで、受付時間の短縮を図ることが可能である。

一方、システムを利用しないこととした場合、大量の個人情報を取り扱う際のセキュリティ性において様々な問題が生じる。紙媒体による管理を想定した場合は、保管方法や加除更新作業の方法において採用できる保護対策が限られるため、機密性と可用性を高いレベルで両立することに大きな困難を伴うが、システム化によって、情報の暗号化や参照制限による不正利用の防止の対策を採ることができ、機密性を確保しつつ事務執行の円滑化を図ることが可能である。

(3) 法により新たに取り扱うこととなる個人情報及びシステムにより利用する個人情報について

法は、3月27日現在、関係政令等について行政手続法に定める意見公募手続きが取られており、近日中に制定が予定されている状態である。当該意見公募手続きの際に公開された案及び既に公布されている法本文により規定されている内容は、次のとおりである。

ア 本籍地の市区町村長の通知 <第5条>

欠格事項（成年被後見の有無）の通知

イ 投票人名簿関係 <第20条～第32条>

- ・投票人の氏名、住所、性別、生年月日、住民記録、登録後に生じたこれらの事項及び投票権に関する異動、公職選挙法における不在者投票資格に関する事項、その他登録資格の調査により知り得た事項
- ・縦覧及び投票人名簿の登録に関する異議の申し出にあたり当該縦覧者及び異議申立人に関する基本的事項

ウ 在外投票人名簿関係 <第33条～第46条>

- ・在外投票人の氏名、最終住所又は申請時における本籍、性別、生年月日、在外選挙人名簿登録の有無、登録後に生じたこれらの事項及び投票権に関する異動、その他調査により知り得た事項
- ・在外投票人名簿登録申請において記載すべき事項、申請を經由した領事官の名称
- ・縦覧及び投票人名簿の登録に関する異議の申し出にあたり当該縦覧者及び異議申立人に関する基本的事項

エ 投票管理者 <第48条・第68条>

投票権の有無その他選任手続きにあたって必要な事項、署名

オ 投票立会人 <第49条・第68条>

投票人名簿登録の有無、所属政党等その他選任手続きに当たって必要な事項、署名

カ 代理投票に関する事 <第59条>

投票人の身体の故障又は文盲であること

キ 期日前投票事由 <第60条>

国民投票当日における期日前投票事由

ク 不在者投票事由等 <第61条>

国民投票当日における不在者投票事由、重度の障害の有無とその程度又は職業（所属組織）等、その他不在者投票を行う上で必要となる諸手続きに関する事項

ケ 在外投票を行う上での投票場所 <第62条>

コ 開票管理者 <第75条・第84条>

投票権の有無その他選任手続きにあたって必要な事項、署名

サ 開票立会人 <第76条・第84条>

投票人名簿登録の有無，所属政党等その他選任手続きに当たって必要な事項，署名

これらのうち，システムにより取り扱うこととなる個人情報，名簿調整業務においてア～ウを，投票受付業務においてキとクを予定している。

なお，実施機関から口頭で，国民投票事務においては，法第20条の規定により，選挙管理委員会が投票人名簿を調整しなければならないこととされているので，調整事務において必要となる個人情報の本人外収集及び目的外利用については，条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当し，選挙における場合と同様に，住民基本台帳及び戸籍の管理を行う実施機関から直接収集し，また，収集に際して行われるべき本人通知の代替措置としては，縦覧制度が採られていることにより補完されるものと考えているとの説明があった。

(4) システムの機器構成及び安全対策について

本市住民基本台帳システムはホストコンピューターシステムによって構成されているが，国民投票業務においては，当該システムより必要な情報を切り出し，専用サーバーに切り出したデータを転記して運用する。この専用サーバー及びサーバーに接続される業務用端末を含め，関連機器は全て外部の接点を持たない業務系専用回線ネットワークにより連携しており，既存の住基システム及びその他の業務系システムと同等のセキュリティ性を確保している。国民投票業務サーバーの設置場所はIT推進課が管理するサーバー室で，厳重な入退室管理がなされているほか，耐震性及び耐火性についても庁内では最高レベルの環境にある。

業務用端末については，ログインユーザーごとに随時任意のログインパスワードを設定できるほか，ログインユーザーの種別に応じた操作権限の制限及び端末別の操作記録の取得が可能となっている。実際に国民投票を執行するにあたっては，臨時的に任用された職員が操作にあたるのが想定されるので，このような形で内部的な情報漏えいまたは情報の不正操作への対策を講じている。

さらに，システム化によってもたらされる副次的な効果として，紙媒体に比べ，これらの操作者が不要な情報を参照する機会が発生しにくいということが挙げられる。

また，当日投票所で使用する受付用システムは，ネットワークに接続していない独立した機器構成となっている。これらの端末操作におけるログインパスワード及びログインユーザーによる操作権限の制限については，サーバーに接続されている業務系端末と同じ仕様で，現在市内に73箇所設けられている投票所に設置される。これらの端末上で使用されるデータは，おのおの当該投票区に属する投票人のデータのみをサーバーから切り出し，暗号化を施した上でコンパクトフラッシュという媒体に転記したもので，コンパクトフラッシュ単体では，内部に記録されたデータから個人情報を読み取ることはできず，対応

する端末に挿入して初めてデータの参照が可能となる。データの切り出し作業は、選挙管理委員会書記から選任された監督者の立会いの下、随意契約による業務委託で当該システムをリリースしている事業者の専属SEが、使用直前の夜間に作業を行い、そのまま投票所に配布することとしており、実際に使用するまでは極力外部に触れることの無いような作業体制を心がけている。

(5) 日常的な処理体制について

今回の諮問に係る国民投票業務の実施予定時期であるが、平成22年5月18日の法施行以降、憲法改正の発議がなされた時となる。原則として、国民投票に関する業務は、国会により憲法改正の発議がなされた場合にのみ発生する業務である。

平常時の業務としては、法第22条第2項による被登録資格等の調査が挙げられるが、政令案においてはその時期や頻度についての詳細を規定しておらず、当該調査の性質からいっても、中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した以降で足りるものと考えている。よって、統計的な状況把握（登録予定者数や月別動態等）を行う可能性は否定しないものの、投票人個人に関する情報については、平常時に収集又は管理すべきケースを想定していない。

また、仮に日常的な業務として個人情報の収集及び管理の必要性が発生した場合でも、当該システムは選挙システムと構成機器を共有しているので、選挙人名簿に関するデータと同等の管理体制が採れる。

国民投票が行われた場合に作成された投票人名簿その他の個人情報の処分については、法第32条で規定される保存期間を経過した後にデータを抹消することとなるが、当該保存期間中の管理の面から考えると、紙媒体による保存では、保管場所の確保及び当該保管場所における個人情報保護対策に多大な負担が発生することが想定されるが、システム化により、暗号化を施したデータの状態で保管でき、処分についても完全に記録を消去できるなど、紙媒体に比べて利点が多いものとする。

(6) 提出資料

- ア 資料1 システム構成図
- イ 資料2 ファイル仕様（システムが保有する情報項目）
- ウ 資料3 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

国民投票では、選挙と同様に、当該投票が可能である者を事前に名簿に登録

し、当該登録をもって投票を行わせるための形式的要件としており、当該登録手続きの基準日及び登録要件並びに登録期間を定めている（法第22条）。実施機関では、この規定に沿って規定期間内に円滑に事務を執行するためには、情報の取り扱い件数から言っても、住民基本台帳と連携した業務のシステム化は不可欠であるとしている。

実施機関では、大量の個人情報を一元的に処理する業務において、当該業務をシステム化することは、事務執行上の必要性のみならず、結果として対象者の法律上の権利の保護や、利便性の向上にも資すると考えている。例えば、登録資格調査における通知・照会等を迅速かつ確実に機械処理することにより、投票の要件たる名簿登録手続きにおいて脱漏や錯誤を防止する効果が見込めるとしている。また、投票受付の際の諸手続きをシステム化することで、受付時間の短縮を図ることが可能であるとしている。

一方、システムを利用しないこととした場合、実施機関では、大量の個人情報を取り扱う際のセキュリティ性において様々な問題が生じるとしている。紙媒体による管理を想定した場合は、保管方法や加除更新作業の方法において採用できる保護対策が限られるため、機密性と可用性を高いレベルで両立することに大きな困難を伴うが、システム化によって、情報の暗号化や参照制限による不正利用の防止の対策を採ることができ、機密性を確保しつつ事務執行の円滑化を図ることが可能であるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、以下の安全対策を講じている。

ア 国民投票業務専用サーバー及びサーバーに接続される業務用端末を含め、関連機器は全て外部の接点を持たない業務系専用回線ネットワークにより連携しており、既存の住基システム及びその他の業務系システムと同等のセキュリティ性を確保している。

イ 国民投票業務サーバーの設置場所はIT推進課が管理するサーバー室で、厳重な入退室管理がなされているほか、耐震性及び耐火性についても庁内では最高レベルの環境にある。

ウ 業務用端末については、ログインユーザーごとに随時任意のログインパスワードを設定できるほか、ログインユーザーの種別に応じた操作権限の制限及び端末別の操作記録の取得が可能となっている。実際に国民投票を執行するにあたっては、臨時的に任用された職員が操作にあたることが想定されるので、このような形で内部的な情報漏えいまたは情報の不正操作への対策を講じている。

エ 当日投票所で使用する受付用システムは、ネットワークに接続していない

独立した機器構成となっており、これらの端末操作におけるログインパスワード及びログインユーザーによる操作権限の制限については、サーバーに接続されている業務系端末と同じ仕様となっている。これらの端末上で使用されるデータは、おのおの当該投票区に属する投票人のデータのみをサーバーから切り出し、暗号化を施した上でコンパクトフラッシュという媒体に転記したもので、コンパクトフラッシュ単体では、内部に記録されたデータから個人情報を読み取ることはできず、対応する端末に挿入して初めてデータの参照が可能となる。データの切り出し作業は、選挙管理委員会書記から選任された監督者の立会いの下、随意契約による業務委託で当該システムをリリースしている事業者の専属SEが、使用直前の夜間に作業を行い、そのまま投票所に配布することとしており、実際に使用するまでは極力外部に触れることの無いような作業体制を心がけている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上